

国道8号 通行止めの開始について

糸魚川地域の大雪のため、国道8号で立ち往生車両が発生し、現在通行ができません。

緊急に除雪作業を実施して道路の通行を確保するため、1月24日18時00分に以下地点で通行止めを開始しています。

なお、以下地点は災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく道路区間に指定されていますので、除雪作業に支障となる車両の移動等を道路管理者で行う場合があります。

国道8号	にいがたけんいといがわし おおあざとなみ まえこうさてん 新潟県糸魚川市大字外波 ピアパーク前交差点 (富山方面へ向かう車線のみ通行止め)	1月24日 18時00分
------	---	--------------

【道路状況】

・迂回路はありません。

1月24日 16時30分時点

北陸道(上下) 朝日I.C~柿崎I.C 通行止め

【事務所体制】

・高田河川国道事務所は16時45分に雪害の警戒体制を発令し、交通確保のための対応を行っております。

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)

http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html (国土交通省HPリンク)

【配布先】

上越記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所
道路管理第一課長 春原 慎一 (すのはら しんいち)
新潟県上越市南新町3番56号
電話025-521-4555 FAX025-523-9589

国道8号通行止め位置図



スタック等立ち往生車両(CCTV画像)

